

幕別町保育料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町保育料条例 (平成27年 3月20日 条例第11号)</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係) 保育料金表 略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表の第2階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</u></p> <p><u>なお、支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子及び同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p>	<p>○幕別町保育料条例 (平成27年 3月20日 条例第11号)</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係) 保育料金表 略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</u></p> <p>2 <u>指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者については、指</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 第2階層から第5階層までの世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が<u>4</u>に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>4</u>に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</p> <p>略</p> <p><u>6</u> 所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、<u>5</u>にかかわらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、<u>4</u>に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特</p>	<p>定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして所得割課税額を算定する。</p> <p><u>3</u> <u>支給認定子どもの保護者又は扶養義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者又は扶養義務者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 第2階層から第5階層までの世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が<u>6</u>に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>6</u>に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</p> <p>略</p> <p><u>8</u> 所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者<u>又は扶養義務者</u>と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、<u>7</u>にかかわらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、<u>6</u>に掲げる世帯又は第2階層</p>

現 行 条 例

定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。

略	
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（4に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5
略	

別表第2（第3条関係）保育料金表

略

備考

1 この表の第3-1階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。

なお、支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

改 正 条 例

の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。

略	
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（6に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5
略	

別表第2（第3条関係）保育料金表

略

備考

1 この表における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。

2 指定都市の区域内に住所を有する者については、指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして所得割課税額を算定する。

3 支給認定子どもの保護者又は扶養義務者が母子及び父子並びに寡婦福

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 第2階層から第8階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が<u>5</u>に掲げる世帯の場合の第2階層、第3-1階層、第3-2階層、第4-1階層及び第4-2階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>5</u>に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p><u>7</u> 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、<u>6</u>にかかわらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、<u>5</u>に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認</p>	<p><u>社法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者又は扶養義務者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 第2階層から第8階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が<u>7</u>に掲げる世帯の場合の第2階層、第3-1階層、第3-2階層、第4-1階層及び第4-2階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>7</u>に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p><u>9</u> 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者又は扶養義務者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、<u>8</u>にかかわらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、<u>7</u>に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以</p>

現 行 条 例

定子どもの保育料の額は0円とする。

略	
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（ <u>5に掲げる</u> 世帯又は第2階層の世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5
略	

8 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合における最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の支給認定子どもの保育料は6及び7にかかわらず0円とする。

別表第3 略

改 正 条 例

降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。

略	
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（ <u>7に掲げる</u> 世帯又は第2階層の世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5
略	

10 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、支給認定子どもの保護者又は扶養義務者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合における最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の支給認定子どもの保育料は8及び9にかかわらず0円とする。

別表第3 略